

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	宜野湾市 児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は、児童扶養手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

沖縄県 宜野湾市長

公表日

令和7年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	(児童扶養手当に関する事務) ・申請者が窓口で、児童扶養手当の認定・更新・額改定・変更・資格喪失等の申請をする。 ・申請者からの申請書類を審査する(その際、庁内他部署や他団体から情報提供を受ける場合もある)。 ・申請書類をシステム入力し、各種決定を行う。
③システムの名称	児童扶養手当福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、庁内連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 児童扶養手当情報ファイル 2. 宛名管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表56の項 番号法別表の主務省令で定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 表17の項、表20の項、表42の項、表89の項、表90の項、表125の項、表141の項、表155の項、表161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 表81の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宜野湾市 福祉推進部 児童家庭課
②所属長の役職名	児童家庭課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宜野湾市役所 総務部 総務課 TEL:098-893-4402 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宜野湾市役所 福祉推進部 児童家庭課 TEL:098-893-4642 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・マイナンバーの取扱いに関する基礎的な研修を受講する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ☐ 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 課題が残されている	
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち、業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項	宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第35条、第36条、第44条	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第59条の2	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	児童家庭課長 岡田 洋代	児童家庭課長 宮城 葉子	事後	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月21日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	児童家庭課長 宮城 葉子	児童家庭課長	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	なし	新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)	事後	
令和2年6月30日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 13. 16. 26. 30. 47. 64. 65. 87. 106. 116 (児童扶養手当関係情報が含まれる項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 項番 57 (「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び	・番号法第19条第8号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠) 項番 13. 16. 26. 30. 47. 64. 65. 87. 106. 116 (児童扶養手当関係情報が含まれる項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) 項番 57 (「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項)	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	提供・移転しない	十分である	事後	
令和4年4月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない(提供)	十分である	事後	
令和4年4月1日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	内部監査	自己点検	事後	
令和5年11月2日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年11月2日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年2月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1項番37 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項	番号法第9条第1項及び別表56の項 番号法別表の主務省令で定める命令第29条 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項	事後	法改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の事務（別表第二における情報提供の根拠） 項番 13. 16. 26. 30. 47. 64. 65. 87. 106. 116（児童扶養手当関係情報が含まれる項） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2（別表第二における情報照会の根拠） 項番 57（「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表17の項、表20の項、表42の項、表89の項、表90の項、表125の項、表141の項、表155の項、表161の項 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表81の項	事後	法改正
令和7年2月27日	I 関連情報 9規則第9条第2項の適用	-		事後	様式追加
令和7年2月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月27日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月27日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	-	十分である	事後	様式追加
令和7年2月27日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	-	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・マイナンバーの取扱いに関する基礎的な研修を受講する。	事後	様式追加
令和7年2月27日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	-	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式追加
令和7年2月27日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事後	様式追加
令和7年2月27日	IVリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	-	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち、業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。	事後	様式追加